

知多市告示第 3 1 号

知多市ジュニアスポーツ推進事業補助金交付要綱（平成 3 0 年知多市告示第 4 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正後	改正前
<p>(補助の対象及び補助率)</p> <p>第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に住所を有する小学生又は中学生（市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に限る。）で組織され、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。</p> <p>第1号から第5号まで (略)</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p> <p>第2項 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(補助の対象及び補助率)</p> <p>第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市内に住所を有する小学生又は中学生（市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒に限る。）で組織され、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。<u>ただし、学校部活動の延長と認められる団体を除く。</u></p> <p>第1号から第5号まで (略)</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p>第2項 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p>

改正後		改正前	
補助対象経費	補助金の上限額	補助対象経費	補助金の上限額
第1項から第6項まで (略)	(略)	第1項から第6項まで (略)	(略)
7 団体に所属する児童生徒にかか る保険料	第1項 (略)	(新設)	第1項 (略)
8 (略)	2 (略)	7 (略)	2 (略)
	(1) 登録人数が <u>40人以上の</u> 団体 <u>60,000円</u>		(1) 登録人数が <u>100人以上</u> の団体 <u>45,000円</u>
	(2) 登録人数が <u>30人から3</u> <u>9人までの団体</u> <u>50,0</u> <u>00円</u>		(2) 登録人数が <u>50人から9</u> <u>9人までの団体</u> <u>36,00</u> <u>0円</u>
	(3) 登録人数が <u>20人から2</u> <u>9人までの団体</u> <u>40,0</u> <u>00円</u>		(新設)
	(4) 登録人数が <u>10人から1</u> <u>9人までの団体</u> <u>30,0</u> <u>00円</u>		(3) 登録人数が <u>10人から4</u> <u>9人までの団体</u> <u>27,00</u> <u>0円</u>